

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年9月27日（令和6年（行情）諮問第1041号及び同第1042号）

答申日：令和7年3月14日（令和6年度（行情）答申第1006号及び同第1007号）

事件名：陸幕人教第319号及び当該文書の関連事項をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書の一部開示決定に関する件
陸幕人教第319号等のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる9文書（以下、順に「文書1」ないし「文書9」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年12月15日付け防官文第25426号、令和6年2月22日付け同第3399号並びに同年6月27日付け同第15178号及び同第15179号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情

報公開・個人情報保護推進室)は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」(20頁)と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報(別紙2(略))で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙3(略))で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

（2）審査請求書2（原処分2について）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イないしカ 上記（1）イないしカと同旨。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

（3）審査請求書3（原処分3及び原処分4について）

ア 上記（2）アと同旨。

イないしエ 上記（1）イないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 上記（1）オと同旨。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 上記（2）キと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分3について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書9を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年12月15日付け防官文第25426号により、文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年6月27日付け同第15178号により、文書2ないし文書9について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 原処分2及び原処分4について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書9を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年2月22日付け防官文第3399号により、文書6の1枚目について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、同年6月27日付け同第15179号により、文書2ないし文書9（文書6の1枚目を除く。）について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分3及び原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分3について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」

として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

カ 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分3においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分3において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

コ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分4について

ア 上記(1)カと同旨。

イないしオ 上記(1)イないしオと同旨(ただし、「原処分1」とあるのは「原処分2」と読み替える。)

カ 上記(1)コと同旨。

キ及びク 上記(1)キ及びクと同旨(ただし、「原処分3」とあるのは「原処分4」と読み替える。)

ケ及びコ 上記(1)ケ及びサと同旨。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| ① 令和6年9月27日 | 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第1041号及び同第1042号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ 同年10月11日 | 審議(同上) |
| ④ 令和7年1月31日 | 本件対象文書の見分及び審議(同上) |
| ⑤ 同年3月7日 | 令和6年(行情)諮問第1041号及び同第1042号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1及び原処分2に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書1に係る開示請求書には、「陸幕人教第319号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全て」及び「【裏面を御参照下さい】」と記載の上、別

件の開示請求において開示された文書の一部が添付されていたことから、同文書に記載のある「陸幕人教第319号」及び当該文書の関連事項をつづっている行政文書ファイル等につづられている他の文書の開示を求めているものと解し、文書1ないし文書9を特定した。

イ 本件請求文書2に係る開示請求書には、「防官文第25426号（2023.10.17一本本B1498）で残りの部分」及び「当該請求（2023.10.17一本本B1498）の後に綴られた文書」と記載されていたことから、請求受付番号が「2023.10.17一本本B1498」の本件請求文書1の開示請求に係る先行決定（原処分1）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の開示請求受付日の翌日である令和5年10月18日から本件請求文書2の開示請求受付日である同年12月26日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書2ないし文書9を特定した。

ウ 本件各開示請求時において、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

エ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)ア及びイの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)ウの保管状況及び上記(1)エの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、陸上自衛隊において研修を受ける公安調査庁職員の氏名、研修期間、研修内容等に関する情報が記載されていると認められる。

公安調査庁の任務の特殊性に鑑みると、当該部分は、これを公にすることにより、公安調査庁の情報収集、分析能力の一端が推察されることとなり、公安調査庁が行う調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 陸幕人教第319号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全て。
- (2) 陸幕人教第319号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全てのうち防官文第25426号(2023.10.17一本本B1498)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.10.17一本本B1498)の後に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

- (1) 上記1(1)の開示請求の対象として特定された文書
 - 文書1 公安調査庁職員の研修支援について(通達)(陸幕人教第319号。令和5年3月9日)(1枚目のみ。)
 - 文書2 公安調査庁職員の***受入れについて(依頼)(防人育第3859号。令和5年2月28日)
 - 文書3 公安調査庁職員の情報学校***への研修受入れについて【省庁間協力】令和5年3月6日 教育室
 - 文書4 公安調査庁職員の研修支援について(通達)起案用紙
 - 文書5 公安調査庁職員の研修支援について(通達)(陸幕人教第 号。和5年3月 日)
 - 文書6 公安調査庁職員の研修支援について(通達)文書審査
 - 文書7 公安調査庁職員の研修支援について(通達)(陸幕人教第319号。令和5年3月9日)(1枚目を除く。)
 - 文書8 公安調査庁職員の***受入れについて(依頼)(防人育第 号。令和5年2月 日)
 - 文書9 公安調査庁職員の***受入れについて(回答)(防人育第 号。令和5年2月 日)
- (2) 上記1(2)の開示請求の対象として特定された文書
 - 文書2ないし文書9

別表

本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2	件名並びに 5 枚目、8 枚目及び 14 枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	1 枚目ないし 4 枚目、6 枚目、7 枚目、9 枚目、10 枚目、12 枚目及び 13 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
文書 3	件名並びに 2 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	1 枚目、4 枚目、6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
文書 5	2 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にするこ

		とにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	3枚目の一部	国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書6	3枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	4枚目の一部	国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書7	2枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

	3 枚目の一部	国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
文書 8 及び文書 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	件名の一部	国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。

※文書 7 の枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数で記載している。